

(許可の基準)

木竹の伐採

1. 許可等を受けようとする土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2. 木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。
 - ア 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更をするために必要な最小限度の木竹の伐採
 - イ 森林の択伐
 - ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第5号エの森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
 - エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採